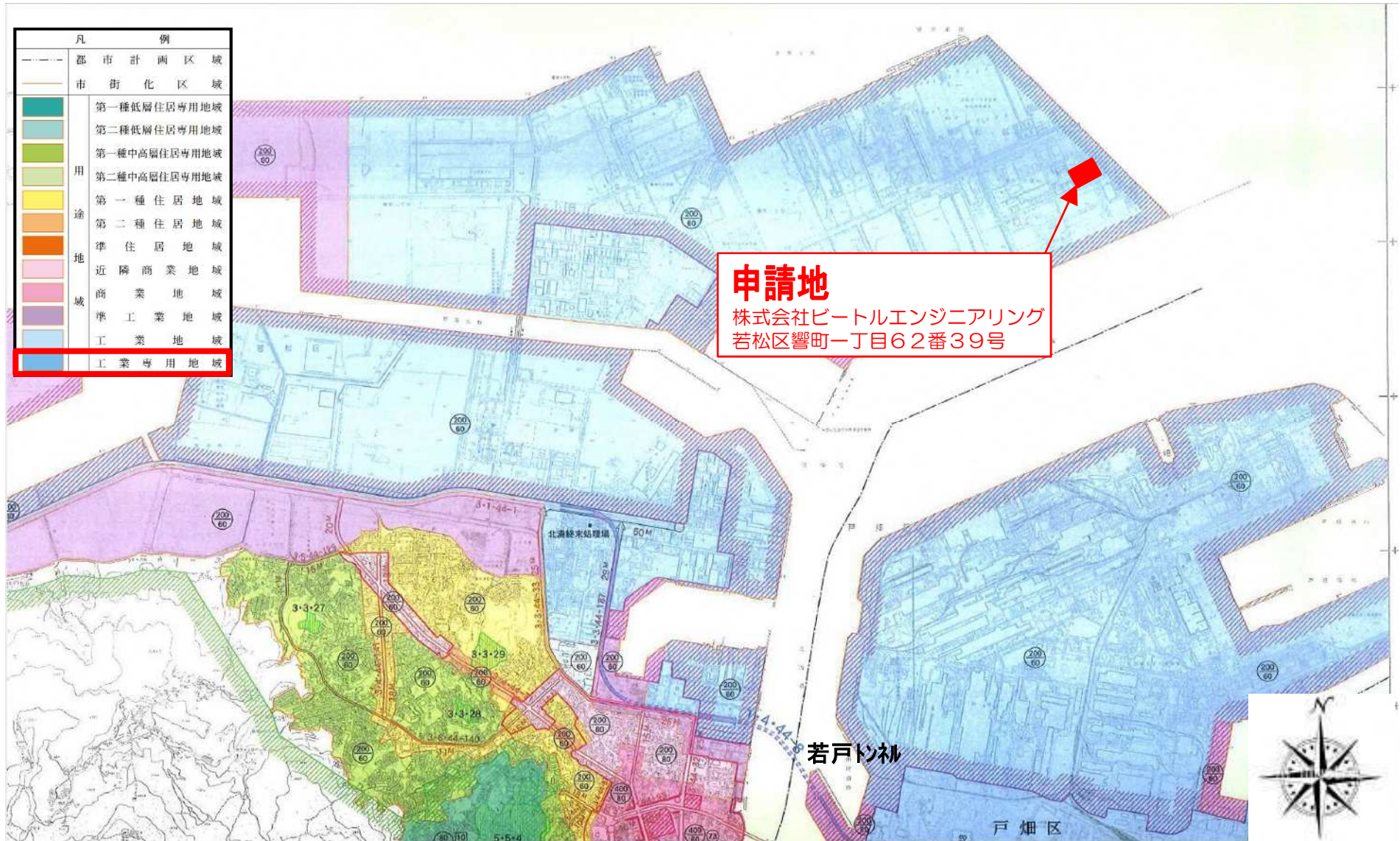


建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【付近見取図(用途地域図)】

凡 例	
---	都市計画区域
—	市街化区域
■	第一種低層住居専用地域
■	第二種低層住居専用地域
■	第一種中高層住居専用地域
■	第二種中高層住居専用地域
■	第一種住居地域
■	第二種住居地域
■	準住居地域
■	近隣商業地域
■	商業地域
■	準工業地域
■	工業地域
■	工業専用地域

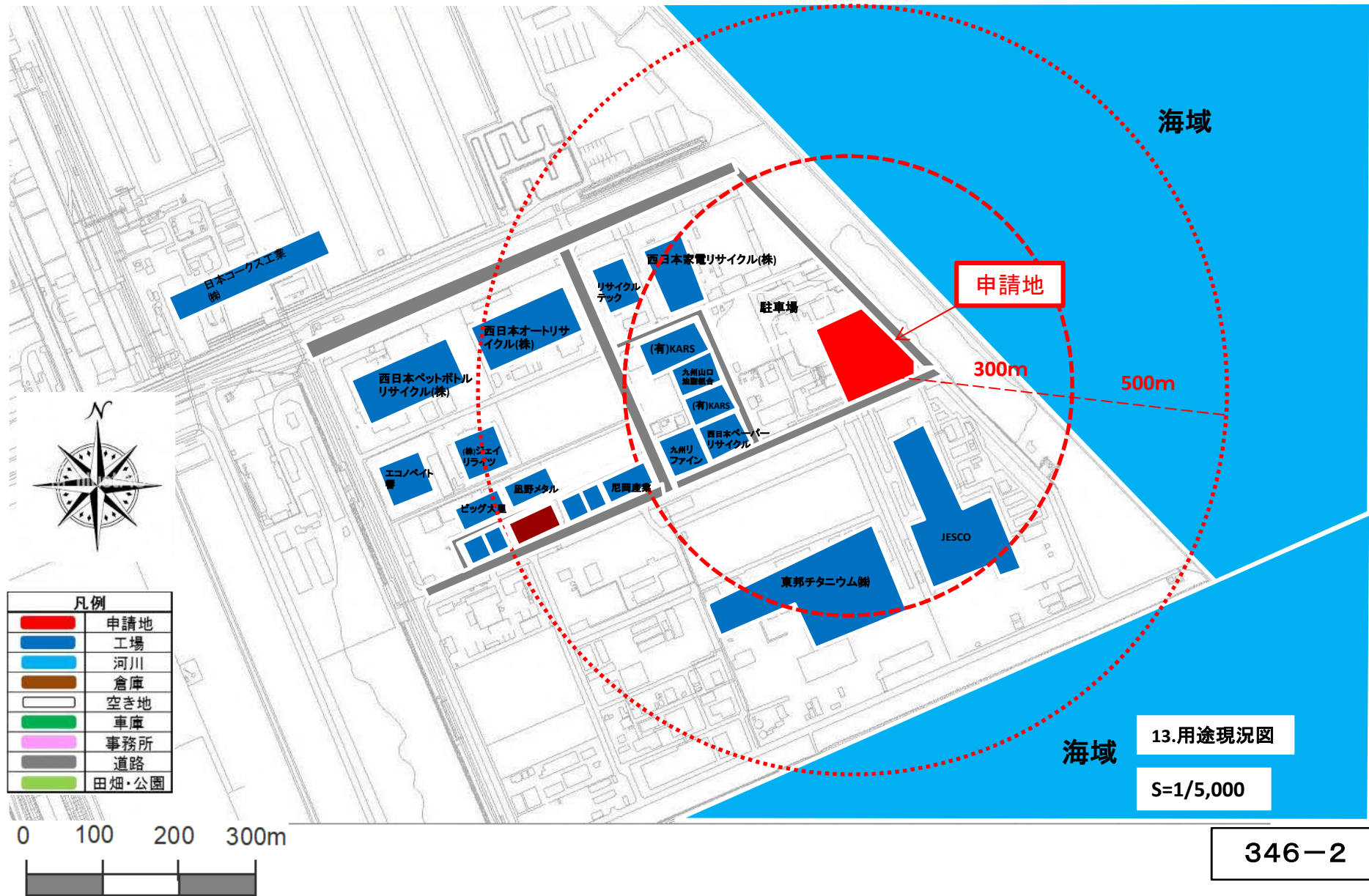


申請地

株式会社ビートルエンジニアリング
 若松区響町一丁目62番39号



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【用途現況図】



建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について 【運搬計画図】

1. 計画概要

廃棄物は北九州市及び近隣県の排出事業者から収集運搬業許可を受けた業者により申請地へ搬入、焼却後の残さ（燃えがら及び飛灰）については、最終処理場であるひびき灘開発㈱へ搬出する。

主な搬入出経路は、（都市）高速道路、国道、主要地方道を通り、市街地を極力避けた経路となっている。



凡例
— : 搬入経路
— : 搬出経路

2. 運搬計画

(1) 搬入出量

■搬入	廃棄物	47.4t/日
■搬出	燃えがら	3.5t/日
	飛灰	1.0t/日
	計	4.5t/日

(2) 搬入出の起点及び終点

- 搬入物の起点
北九州市及び近隣県の排出事業者
- 搬入終点
申請地

- 搬出起点
申請地

- 搬出終点
燃えがら 飛灰
ひびき灘開発㈱（管理型埋立処分場）
若松区浜町一丁目18番地1

(3) 搬入出台数

■搬入	50台/日
■搬出	1台/日
合計	51台/日

建築基準法第51条の規定による汚泥等の焼却施設の用途に供する建築物の敷地の位置について
【搬入出図】

